

広報とうかい「まちかど掲示板」掲載申込規約

1 概要

「まちかど掲示板」は、市民の皆さんが行うさまざまな活動を支援することを目的として、教室や講座、展示会など（以下「催し」という）の案内を「広報とうかい1日号（5・8・1月合併号を含む）」に掲載するコーナーです。

なお、広報とうかい15日号には、「まちかど掲示板」のコーナーはありませんので、ご注意ください。

2 掲載申込方法など

(1) 申込期限

掲載を希望する広報とうかい1日号の前月の1日まで（その日が土・日曜日、祝日の場合は直前の市役所開庁日）

例）6月1日号に掲載を希望する場合は、5月1日までに申込みが必要

(2) 申込方法

広報課窓口（市役所3階）またはFAX（052-603-8803）、電子メール（アドレス koho@city.tokai.lg.jp）、郵送（〒476-8601 住所不要）

(3) 掲載申込書

別紙のとおり。

なお、電子メールでの申込の場合、掲載内容は任意の様式（文字数は150文字以内）を掲載申込書（申込者の記入は必要）に添付していただくことも可能です。

3 掲載できる催し

次の全ての項目を満たす催しを掲載することができます。

- (1) 市民または市内で活動している団体（メンバーの半数程度が市民であること）が主催する催しであること
- (2) 市内で行われる催しであること（登山など市外での実施に必要性がある場合や市内の会場が予約できない場合など広報課長が必要性を認めるときは除く）
- (3) 市民が広く参加・応募できる催しであること

- (4) 会場などの予約を行っており、開催することが確実な催しであること

4 掲載できない催し

- (1) 営利を目的とした催し及び営利性がある次の催し
- ア 会費や入場料が、公民館活動その他と比べて高額と判断されるもの
 - イ 謝礼や参加費を得る立場の人からの申し込みのもの
 - ウ 個人による教室など将来的に営利につながる可能性のあるもの
- (2) 政治的、宗教的な団体からの申込み及びこれらに関連したり連想させたりする催し
- (3) 個人的な活動・宣伝にあたる催し
- (4) 政治・経済・文化・社会・その他諸問題についての主義主張をする催し
- (5) 署名運動への協力依頼をする催し
- (6) 特定の団体・個人を支援または誹謗中傷する催し
- (7) 特定の地域または団体、会員だけを対象にする催し
- (8) 同一市民・団体による申込でないことを意図的に装った催し
- (9) 募集・参加定員が5人未満または5組未満の催し
- (10) その他広報課長が、掲載することが適当でないと判断した催し

5 掲載にあたっての注意事項

- (1) 多くの市民・団体の方に利用していただくため、同一市民・団体の方の掲載は、原則1年度あたり4回までさせていただきます。
- なお、同一市民・団体については、申請者の同一性のみではなく、客観的に広報課長が判断させていただきます。
- (2) 開催日、開催内容等が同一内容の掲載は、1回限りとさせていただきます。
- (3) 掲載の可否及び掲載する号は、広報課長に一任とさせていただきます。
- (4) 表現方法・表記方法などは、広報課長に一任とさせていただきます。
- (5) 申し込み多数の場合は、次の優先順位により掲載を決定させていただきます。
- ・優先順位1 過去の掲載実績が少ない団体
 - ・優先順位2 市民に有益かつ、社会に貢献できると広報課長が判断する催し
 - ・優先順位3 開催日・申込期日などが近い催し

6 掲載申込規約に違反された場合

広報とうかい「まちかど掲示板」掲載申込規約に違反された場合、同一市民・団体の方からの掲載申込をお断りさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

7 その他

広報とうかい「まちかど掲示板」は、市ホームページ及び広報紙配信アプリ「マチイロ」にも掲載させていただきます。

8 問合せ先

東海市役所企画部広報課 広報・統計グループ

〒476-8601 東海市中央町一丁目一番地

(電話) 0562-33-1111、052-603-2211

(FAX) 052-603-8803

(Eメール) koho@city.tokai.lg.jp